

令和9年度 保育施設・保育事業利用の案内 (概要版)

免責事項：大阪市からの正式な通知・案内は日本語で行われます。本書は、大阪市の公式な日本語案内を簡略に要約・翻訳したもので、参考としてのみご利用いただくものです。内容に相違がある場合は、日本語原文が優先されます。

1 概要

- ・保護者の就労や疾病等により小学校就学前のこどもを家庭で保育できない場合、市町村にお申し込みいただき、認可保育施設又は認可保育事業（以下、「保育施設等」といいます）を利用することができます。
- ・保育施設等には、保育所・認定こども園・地域型保育事業があります。
- ・保育施設等の利用を希望する場合は、教育・保育給付認定の2号認定または3号認定（以下、「認定」といいます）を受ける必要があります。
- ・大阪市にお住まいで、新たに保育施設等の利用を希望する際は、住民登録をしている区の保健福祉センターへ、認定申請と利用調整の申込みを同時に行います。

2 認定について

- ・教育・保育給付認定（2号認定または3号認定）を受けられるのは、保護者（基本的には父母）のいずれもが次のいずれかの事由に該当し、こどもを保育することが困難な場合です。
 - (1) 就労：1か月に48時間以上労働することを常態としている場合
 - (2) 妊娠・出産：妊娠中であるか又は出産後間がない場合（産前産後8週間（多胎妊娠は産前14週間）以内）
 - (3) 疾病・障がい：疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有している場合
 - (4) 介護・看護：同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合
 - (5) 災害復旧：震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
 - (6) 求職活動：求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
 - (7) 就学：就学している場合
 - (8) その他：その他、保育が必要な状態にあると区保健福祉センター所長が認める場合
- ・認定には有効期間があります。有効期間の満了日を過ぎると、保育施設等を利用できなくなります。引き続き利用を希望する場合は、手続きが必要です。
 - (例1) 妊娠・出産：出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで。
 - (例2) 求職活動：有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで。
- ・教育・保育給付認定の2号認定または3号認定では、同時に、保育必要量を認定します。保育標準時間は1日に11時間まで、保育短時間は1日に8時間まで保育施設等を利用できます。しかしながら、実際に利用できる時間は、就労や通勤等で、こどもを保育できない時間に限られます。認定された時間を超えて利用する場合は延長保育となり、別途、延長保育料が必要です。

3 利用調整について

- ・各区保健福祉センターでは、保育の必要性が高い児童が優先的に利用できるよう、認定を受けた方について利用調整（入所児童を決めるための選考）を行います。申込数が受入可能数を超える場合は、「保育利用調整基準」に基づき点数化し、点数の高い世帯から利用を決定します。
- ・保育施設等により、保育方針や取組みは様々です。希望される保育施設等については、事前に、申込児童と一緒に実際に見学されることを、ぜひ強くお勧めします。さらに、施設の開所曜日や開所時間、保育施設等で徴収される費用（日用品・文房具等）についても、必ず実際にご確認ください。

- ・安全に保育できる態勢が整っていない場合は、やむを得ず利用保留とすることがあります。
- ・希望する保育施設等を利用できない場合は入所保留通知書を送りますが、引き続き翌月以降、同一年度末まで利用調整の対象となります（再申込みは不要です）。新年度分は申込みが必要です。希望施設を変更する場合は届け出て下さい。

4 利用申込みに必要な書類・手続き

- ・住民登録をしている区の保健福祉センター保育担当へ申込書類を提出してください。申込児童1人につき、1部必要です。
- ・保護者の状況や申込児童の様子を確認するため、受付時に区の保健福祉センター職員による面接を行います。面接は申込みの受付時に併せて行いますので、必ず申込児童と一緒に受付にお越しください。
- ・証明書は、作成する責任のある人（勤務先・医師など）に無断で作成・改変してはいけません（犯罪になる場合があります）。
- ・申込書類はコピー（写真）を取ることをお勧めします。特に育児休業給付金の延長を検討している方は、ハローワークから申込み書類（全ページ）の写しの提出を求められます。

◇提出書類について

書類には、全ての方が提出するものと、保育が必要な理由等に応じて必要なものがあります。

注）詳しくは正式な案内（冊子5～7ページ、26ページ）をご確認ください。

注）申請書は必ず日本語で記載するようお願いいたします。もし外国語で書かれた証明書類があれば、日本語訳を必ず添付してください。

【全員提出】

提出書類
子どものための教育・保育給付保育認定（変更）申請書兼保育施設・事業利用調整申込書
利用調整調査票（その1・2）
同意書及び確認書
個人番号記載用紙＋本人確認書類（マイナンバーカードの写し等）

【上記に加えて、保育が必要な理由に応じていずれか1つ】

理由	提出書類
就労（1）	就労証明書（証明様式①）
保護者等が疾病・障がい（3）	疾病・障がい状況申告書（証明様式②）
介護・看護（4）	介護・看護状況申告書（証明様式②）
就学（7）・求職活動（6）	就学等証明書・求職活動状況申告書（証明様式③）

注）これらの他、世帯の状況（求職中、単身赴任、市外在住、障がい等）に応じて追加の書類が必要になる場合があります。

【これらに加えて、利用申込児童について、配慮が必要なとき】

注) 利用申込児童について、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの書類が必要です。

児童の状態	必要書類
治療中または経過観察中の疾患があり、同一の疾患等で年1回以上継続して通院が必要な場合	医師が記載する「対象児童用診断書」
発達障がいがある場合	診断書
障がいがあり、手帳の交付や通所給付を受けている場合	その写し

注) 医療的ケアが必要な場合は、必ず面談時におしらせください。

5 申込スケジュール（令和9年4月入所の場合）

手続き	日程（予定）
①申込書の配付	令和8年9月4日（金）から
②利用申込受付のオンライン予約の受付開始（1次調整のみ）	令和8年9月9日（水）午前9時から
③【1次調整】受付期間	令和8年10月1日（木）～令和8年10月15日（木）
④希望施設の変更・不足書類の提出期限	令和8年11月16日（月）
⑤【1次調整】結果通知の発送	令和9年1月25日（月）発送、27日（水）以降到着
⑥【2次調整】受付期間	令和9年1月8日（金）～令和9年2月5日（金）
⑦【2次調整】結果通知の発送	令和9年2月26日（金）発送、3月2日（火）以降到着
⑧利用開始	令和9年4月1日

※年度途中からの利用は、利用開始希望月の前月5日（閉庁日の場合は翌開庁日）までにお申し込みください。

6 その他

- ・大阪市では令和8年9月から保育施設等の0～2歳児の保育料無償化しています（これによりすべての入所児童の保育料が無償となります）。しかしながら、国の制度上は、保護者等の市町村民税額に応じた利用者負担区分を決定する必要があり、また、3～5歳児は、市町村民税額を基に保護者の副食費支払の要否を判定するため、所得の申告をお願いします。また、同一点数で並んだ場合は、順位表に基づき比較します。その際、所得の比較において未申告であれば順位が低くなります。
- ・利用申込みの取下げや内定辞退をする場合は、区保健福祉センター保育担当に速やかに届け出てください。正当な理由なく内定を辞退した場合は、次回の利用調整で点数を減点します。
- ・入所内定となった場合でも、入所前の健康診断等の結果、入所ができない場合があります。
- ・就労内定の方は、利用開始月中に就労を開始し、翌月末までに「就労証明書」を提出してください。育児休業中の方は、利用開始月中に復職し、翌月末までに「復職証明書」を提出してください。提出されない場合は、利用決定を取り消すことがあります。
- ・育児休業の対象となるこどもが保育施設等の利用を開始した後、保護者が育児休業を再取得する

場合、原則としてそのこどもは継続して利用できません。

- ・認定後に世帯状況（住所・氏名、市町村民税額、就職・離職、育児休業の取得等）に変更があった場合は、必ず区保健福祉センター保育担当にお申し出ください。原則として「異動届兼支給認定変更申請書」の提出が必要です。
- ・保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。
- ・無断又は特別な理由なく長期間（おおむね1か月以上）利用しなかった場合は、認定の有効期間中であっても、利用決定を取り消す（退所となる）ことがあります。
- ・やむを得ない事情のない転所は点数が半分になります（内定後は元の園に戻れません）。
- ・保育施設等の利用中に大阪市外へ転出する場合は、転出先の市町村で新たに教育・保育給付認定を受け直す必要があります。事前に手続きを行ってください。

7 申込先・参考リンク

大阪市からの正式な通知・案内は日本語で行われますが、民間の機械翻訳アプリやブラウザサービスを使って、大阪市ホームページの内容を確認したり、申請書の記入に必要な翻訳を行ったりする方法もあります。ただし機械的な翻訳のため、本来の内容と異なる場合があります。参考としてご利用ください。

- ・各区保健福祉センター（保育担当）の一覧・連絡先はこちら

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000371237.html>



- ・日本語の「令和9年度 保育施設・保育事業利用の案内」はこちら

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000682656.html#001>



- ・1次調整の申込受付のオンライン予約はこちら

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/946fb4bf-147c-48ea-8166-c3475634abae/start>



- ・4月入所以外の保育施設等の空き情報はこちら

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000293428.html>



- ・動画での案内はこちら（ただし作成時点の内容であり、変更がある場合があります。）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000683547.html>

